

# モバイル接続料の検証に係る方針整理案

---

令和4年6月14日

事 務 局

# 1. 方針整理案(予測の算定方法)

## 論点

- 予測方法の具体的な説明として、計算式と計算に用いる基礎的なものの具体的な値のみならず、事業計画等を基にどのように予測値を算出したのかについても報告させる必要があるか。
- 予測値と実績値の差異(2020年度適用接続料)及び昨年と今年の予測値の差異(2022年度適用接続料)についての説明が、次年度以降の予測値の精緻化につながる内容になっているか。また、予測の精緻化の観点から、外部要因(βの算定方法の変更、コロナの影響等)とそれ以外の要因に分類し、それぞれについて説明を求める必要性について、どう考えるか。
- MVNOに開示される算定方法に関する情報について、MVNOの事業運営における予見可能性を確保する上で十分と考えるか。

## ヒアリング結果のまとめ

- 予測方法の説明については、算定方法について具体的な計算式を記載しており、十分検証が可能、との意見。【KDDI】
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値(前年届出)と予測値(当年届出)の差異」の要因分析については、外部要因とそれ以外の要因に分類し、定量化して説明することは難しい、との意見。【NTTドコモ】
- MVNOへの情報開示については、現行の内容でMVNOの予見可能性の確保に十分足る、との意見。【ソフトバンク】 他方で、現状の情報開示レベルでは、予測値と実績値の差及び予測値と予測値の差をMVNOにおいて予想することが困難であり、MNOからより具体的な情報を積極的かつ能動的に開示いただきたい、との意見や、不測の事態に限らず、予測算定時と状況変化が生じた場合には、MNOからMVNOに対して速やかに情報開示がなされるべき、との意見。【MVNO委員会】

## 方針整理案(予測の算定方法)

- 予測の更なる精緻化に向け、計算式や計算に用いる基礎的なものの具体的な値に加え、各費目の予測計算式におけるパラメータの設定における見込みの考え方(例:Aの取組によりBに係る費用の低減を見込む)も届け出てもらうことが適当ではないか。
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、外部要因とそれ以外の要因に分け、定量的に説明することは困難であるとの意見があることから、その分類にかかわらず、次年度以降の予測値の精緻化に資する説明を引き続き行っていくことが適当ではないか。
- MVNOにおける予見可能性を高める観点から、MNOは予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異についても、情報開示告示に記載の「予測に用いた算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)」に関する情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当ではないか。また、MNOは社会的・経済的な影響の大きい不測の事態が起きた場合に限らず、平時であっても予測算定時に比べて状況変化が生じた場合には、必要に応じてMVNOに対して速やかに情報提供することが望ましいのではないか。

### 論点

- 接続料算定の適正性を確保する観点から、各社が実施した原価の抽出において、適切に控除が行われているかどうかを確認するため、引き続き各社の抽出方法や配賦基準等を比較・検証することで、算定の精緻化を不断に図っていくことが重要ではないか。
- 原価の抽出方法や配賦基準等については、全て事業者間でルールを統一化する必要はないとしても、接続料算定の適正性を確保する観点から、事業者における算定方法や考え方には一貫性が必要ではないか。仮に算定方法や考え方に変更があった場合はその旨とその理由がわかるように報告させるべきではないか。

### ヒアリング結果まとめ

- 事業者における算定方法や考え方に関して一貫性があることは重要と考えるが、市場環境や事業内容の変化に伴いコスト構造等も変化する可能性があることから、それに合わせて算定方法や考え方は変わりうる、との意見。【KDDI】
- 原価の抽出方法や配賦基準について、現行の様式17の4の10において、除外コスト、配賦する費目やその配賦基準等を記載し報告しており、その内容に変更があった場合は確認可能、との意見。【ソフトバンク】
- 算定方法や考え方に変更があった場合には、その旨とその理由を併せて説明する、との考えが示された。【NTTドコモ】

### 方針整理案(原価の適正性の確保)

- 事業者間で原価の抽出・配賦に関する考え方や方法が異なること自体は直ちに問題とはいえないものの、接続料の適正性の確保の観点から、**各事業者において原価の抽出・配賦に関する考え方や方法に一貫性が担保されていることが必要ではないか。**
- 原価の抽出方法や配賦基準等については現行の届出様式にて引き続き報告を求めつつ、仮に**前年度と算定方法に関する考え方等に変化が生じた場合には、その旨とその理由を総務省に説明するとともに、届出様式の備考欄にもその内容を記載した上で届け出ることが適当**ではないか。

#### 論点

- 「投資その他資産」及び「貯蔵品」の2項目について、各社のレートベースに占める割合等から、予測接続料に与える影響の度合いをどう考えるか。

#### ヒアリング結果まとめ

- 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合は僅少であることから、予測接続料に与える影響は軽微であり、予測対象とする必要はない、との意見。【KDDI】

#### 方針整理案(利潤の予測の精緻化)

- 「投資その他資産」及び「貯蔵品」についてはいずれも、レートベースに占める割合が現在の二種指定事業者において比較的少なく、接続料に与える影響は軽微とみなすことができるため、現時点で予測対象とする必要はないのではないかと考える。

## 4. 方針整理案(需要の適正性の確保)

### 論点

- 接続料の算定に用いる需要の定義として、事業者によって「設備の仕様上の性能限界値」と「設定上の制限値」で異なっていることについて、どう考えるか。
- MNOIにおいて明らかに能率的とは言えないような経営が行われていないかどうか(実際のトラフィックに比してMNOIにおけるネットワークのデータ伝送容量が過大なものとなっていないか)について、需要とトラフィックの関係という観点から注視していく必要性についてどう考えるか(データ伝送容量が過大か否かについて、適正な原価との関係において、どう考えるか)。

### ヒアリング結果まとめ

- どういった冗長構成とするか、冗長分をどの程度確保するかなどは各社のポリシーによって考え方が異なるものの、各社で需要設定の考え方に大きな違いはないのではないか、との意見。【KDDI】
- MNOIにおけるネットワークのデータ伝送容量が過大か否か、という点に関して、各社における設備の運用ポリシー次第であり、何をもって過大なのかというのは一概に判断できない、との意見。【KDDI】
- MNOIにおいては、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資について、過大や過少といった評価ができるものではない、との意見。【ソフトバンク】

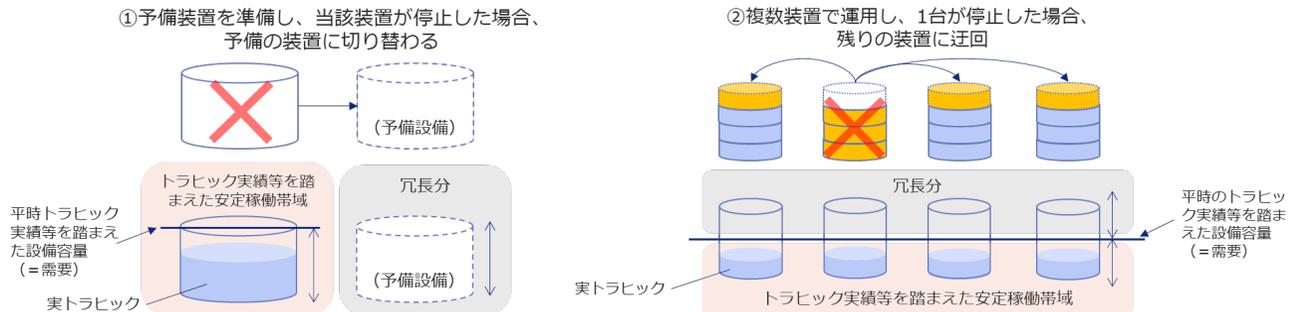
### 方針整理案(需要の適正性の確保)

- 事業者間で設備の冗長構成及び需要の算定方法が異なることが確認されたものの、各社ごとの設備運用方針の下で確保した一定の冗長分を除いた、平時に利用可能な設備容量を需要とする考え方については事業者間で共通していることが確認された。この場合には、各社ごとの設備運用方針次第で需要が変動し得ることから、毎年度の接続料の届出において各社の設備運用方針を総務省に報告させ、総務省においてその一貫性を含め各社による恣意的な運用がなされていないかについて確認することが適当ではないか。
- 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なること自体直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係において、設備容量が明らかに過大となっていないかについて、総務省において確認することが適当ではないか。この場合において、設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラフィック(1年のうち最もトラフィックが多い日の値)の比率を、複数年度(例えば3年度分)にわたって確認してはどうか。

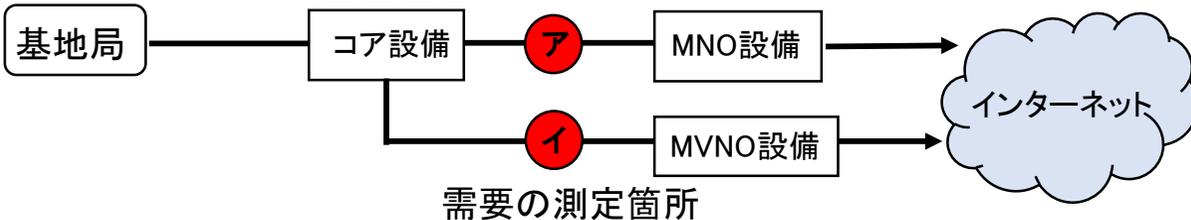
## 冗長構成のパターン

各社とも、右図（※）の①・②のいずれか又は両方の冗長構成を採用。

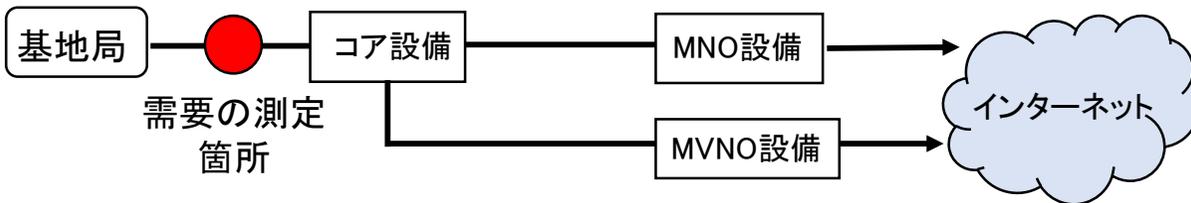
※ 第58回会合の資料58-3(KDDIプレゼン資料)より抜粋



## NTTドコモ



## KDDI



## ソフトバンク

